

計画策定の概要



計画策定の目的

町では障害者自立支援法の施行を受け、平成19年3月に「長久手町第2次障害者基本計画に基づく第1期障害福祉計画」を策定しました。障害者に最も身近な市町村が福祉サービスの一元的な実施主体として位置づけられたことで、町は障害者の生活実態や意向、考え方等を十分に把握し、計画的にサービス提供を推進していくために、数値目標を設定したうえで、サービス提供体制の確保の方策を定めました。

今回この計画では、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営めるように、生活環境や障害の特性、ニーズ等に応じ、障害者のライフステージを通じ、切れ目のない総合的・計画的な福祉サービスを充実させていくための見直しを行いました。

基本的方向性

本計画は、「長久手町第2次障害者基本計画に基づく第1期障害福祉計画」の基本理念である「支え合う 思いやりのまち ながくて」を継承し、また、障害のある人が地域で自立し、意欲的に社会参加をしながら生活できる環境の整備を図ることができるよう、次の基本的方向性を踏まえて策定しています。

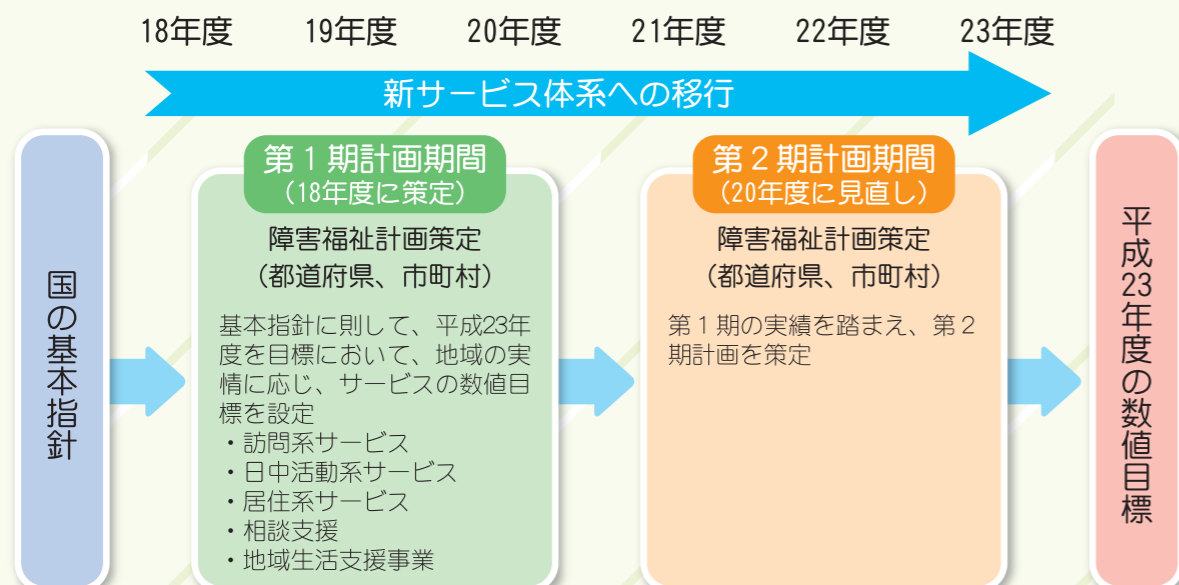
障害のある人の
自己決定と
自己選択の尊重

町を基本とする
仕組みへの統一と
3障害の制度の一元化

地域生活移行や
就労支援等の課題に
対応したサービス基盤の整備

計画期間

障害福祉計画の期間は3年を1期として、平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度を第2期としています。



障害のある人を取り巻く現状

障害福祉手帳所持者数の推移

障害のある人の数の現状 (各年度3月31日現在)

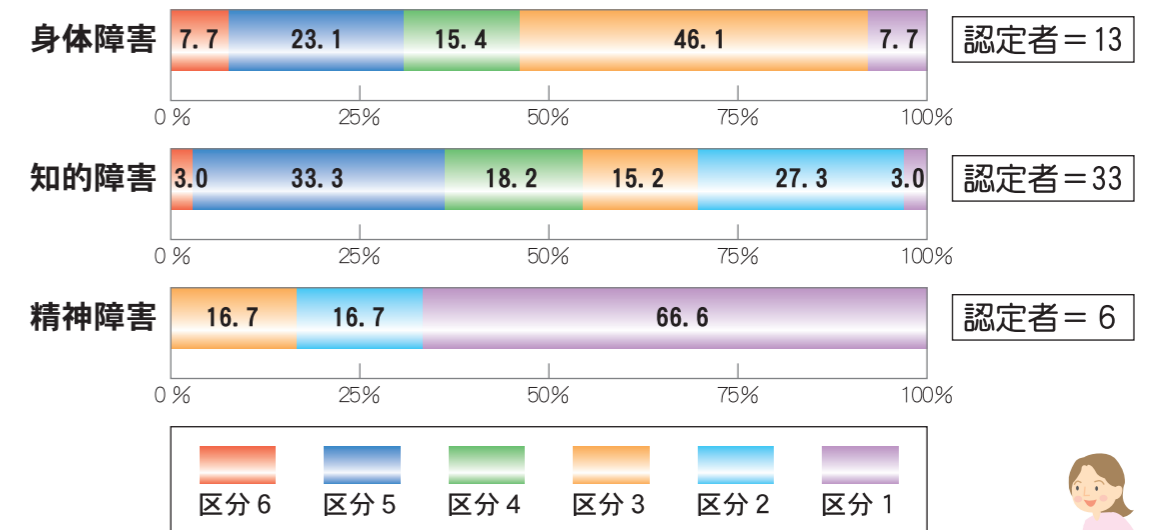
| | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 (12月1日) |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 総数 | 862 | 896 | 984 | 1,079 | 1,205 | 1,303 |
| 身体障害 | 690 | 713 | 773 | 852 | 952 | 1,026 |
| 18歳未満 | 21 | 22 | 30 | 40 | 26 | 28 |
| 18歳以上 | 669 | 691 | 743 | 812 | 926 | 998 |
| 知的障害 | 107 | 112 | 121 | 125 | 136 | 142 |
| 18歳未満 | 53 | 55 | 50 | 54 | 60 | 64 |
| 18歳以上 | 54 | 57 | 71 | 71 | 76 | 78 |
| 精神障害 | 65 | 71 | 90 | 102 | 117 | 135 |
| 18歳未満 | — | — | 3 | 2 | 1 | 1 |
| 18歳以上 | — | — | 87 | 100 | 116 | 134 |

注) 障害者手帳交付人数

単位：人
資料：福祉課、保健所

障害程度区分判定現状

18歳以上の障害のある人の障害程度区分別の割合 (平成20年10月1日現在)



※ 障害程度区分とは、障害者自立支援法において、3障害を一元化するために必要な新しい尺度として設定されたものです。これは、障害のある人の心身の状況を総合的に示すもので、障害福祉サービスの必要性を客観的に明らかにすることを目的としています。平成18年4月より順次認定を開始し、平成18年10月から適用されました。上記の表は、現段階(平成20年10月現在)までに認定を受けられた方の人数です。今後も新サービス体系の利用者に対して認定を進めていきます。

